

電気通信事業紛争処理委員会（第79回）

平成19年6月28日（木）

【森永委員長】 おそろいのごさいますので、ただいまから、第79回になりますが、電気通信事業紛争処理委員会を始めさせていただきます。

本日は委員5名が出席しておられますので、定足数を満たしております。また、特別委員5名にもご出席いただいております。

議事に入ります前に、委員会の人事がございましたので、事務局からお願いいたします。

【小林上席調査専門官】 本年2月14日付で退任されました香城敏麿委員の後任として、学習院大学法科大学院教授である龍岡資晃先生が今国会におきまして任命の同意をいただき、この6月20日付で委員として就任されております。

【森永委員長】 では、新しく就任されました龍岡委員から自己紹介を兼ねて、一言ごあいさつをお願いしたいと思います。

【龍岡委員】 龍岡でございます。今ご紹介のとおり、ただいま学習院の法科大学院の教授をいたしております。昨年9月まで裁判官をやっておりました。この仕事は初めてですが、ご指導もいただかなきゃならないと思いますが、精いっぱい務めさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

【森永委員長】 ごあいさつ、ありがとうございました。

本日の会議の内容でございますが、議事次第をごらんのように、議題の1といたしまして、「紛争処理のための手続等に関する便覧」の第7版が取りまとまりましたので、事務局からご説明をいただきます。

そして、その後ですけれども、本日は、総合通信基盤局の鈴木事業政策課長及び谷脇料金サービス課長においでいただきます。総務省におきまして、平成18年度の電気通信事業分野における競争状況の評価結果が取りまとまったとのことでございますので、その内容につきましてもご説明いただきますし、また、昨年9月に総務省が公表しました「新競争促進プログラム2010」の進捗状況につきましても、それぞれ課長からご説明をいただきます。その後、私どものほうで意見交換を行いたいと、かように存じております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

議事の1ですが、「紛争処理のための手続等に関する便覧の改訂について」でございます。事務局からご説明をお願いいたします。

【副島紛争処理調査官】 それでは、ご説明させていただきます。

便覧といいますのは、これのことでございます。皆さんのお手元にお持ち……、きょうはないのかもわかりませんが、ごらんになっていただいていると思います。資料をたくさん置いておりますが、資料1というところで、便覧の改訂の概況をまとめさせていただいております。その下に、厚くなるものですから、縮小をしまして、ちょっと見づらうございますけれども、改訂した部分を、赤とか青とか色を変えまして、多色刷りでつくったものが何点かあるかと思っております。

まず、この改訂の概要をごらんになっていただきまして、ページ数、修正したとか、削除したとか、追加したとかという区分、それと概要、コメントをつけてございます。前版、第6版から、今回の第7版への主な変更点ということで書いてございますけれども、たくさん並べてございますが、その中でも主なものということで申し上げますと、番号は振ってございませぬけれども、第1番目のところで、そもそも便覧と呼んでおりますけれども、タイトルが、以前は「IT時代の公正な紛争の解決に向けて～円滑な電気通信事業展開のための制度と実務～」ということだったのですけれども、最近、ITじゃなくて、ICTと呼びならわしているとかいうこともございますし、ちょっと直截にこれは紛争処理の当紛争処理委員会の関係するマニュアルであるということであらわしたらどうかと思ひまして、改めたタイトルの案としましては、「電気通信事業紛争処理マニュアル～紛争処理の制度と実務～」と書いたらどうかとしてございます。

「はじめに」ということで、前書きが置いてございましたけれども、これは従来から初版の「はじめに」に加えて、各改訂版の版を出す際に、少し短めの「はじめに」をつけ足しておりました。これをまとめて「はじめに」の1つにし直してございまして、過去の文章も生かしながら、少し書き直しをしております。これが1点。

ちょっと飛ばしまして、すみません、読みにくうございますが、第II部の事例集というところの2つ目の記述でございますが、第1章2節協議命令申立て、あるいは3節の細目裁定の申請、あるいはその後の意見申出等に係る業務方法の是正等についてということで、紛争事例を収集してございましたところの記載ですけれども、従来おそらくあまり紛争処理委員会での実際の処理の実例というものが、少なかったというところもあろうかと思ひますが、平成13年に委員会ができる以前のものも、意見の申出等の事例として、掲載して

おりました。随分内容もう古くなってきてございましたので、今回ばっさり紛争処理委員会以前の事例は削除させていただいております。

その次ですけれども、当然のことながら、第6版に掲載されていなかった平成18年度及び始まったばかりですけれども平成19年度に処理しました案件を追加で事例ということで掲載しております。今申し上げた3つが、主なポイントだろうと思います。

その他、この順番で下のページをさっと見ていただきながら、ご紹介したいと思います。右のほうで「はじめに」と書いてございまして、先ほど申し上げましたように、「はじめに」ということで一本化させていただいております。上のほうの記述は従来からのものを、現在でもあってしかるべきと思われる文章は、そのまま生かしております。

パラグラフを大きく3つに分けておりますけれども、2つ目のパラグラフの下のほう、最後のほうですけれども、最後の2行、「なお、今回の改訂では、前版以降のあっせん事例を追加するとともに、関係資料の現行化等を行っております」と、これだけ簡単にご紹介しております。

最後ですけれども、「近年、ブロードバンド化の進展、PSTNからIP網への移行、ビジネスモデルの多様化等電気通信分野における競争関係は大きく変化してきています。当委員会としても、最新の技術やサービスの動向、競争の実態等の情報を収集し、新たな分野や新しい形態の紛争事案にも適確に対応できるよう努力してまいり所存です」という、読者向けのメッセージを書いてございます。

平成19年6月、できますれば、このマニュアルの案を確定させていただいた日にち、きょうでも、あるいは、少しお時間とって意見をちょうだいするのうにしたいと思っておりますが、そこで確定した日にち付で、紛争処理委員会委員長のお名前が発行させていただきたいと思っております。

めくっていただきまして、目次でございます。古いもの、前回の第6版を見え消しで書いてございます。目次の一番上のほうでは、以前のパターンですと、第6版に当たっての「はじめに」の記載がございまして、次に「はじめに」という記載がございまして。「はじめに」は、初版からの「はじめに」がございまして、二段構えになってございました。これを一本化してございます。

紛争処理の手續制度の説明等は、ほとんど変わってございません。

次のページをごらんになっていただきまして、目次の3ページ目、第2部の事例集のところから、第4ページ目にかけて、先ほど申し上げましたように、いろいろ少し直

しが入っております。4ページの右のほうの部分の事例集成の17と18、これが最新の新規のあっせん事例の追加でございます、この2つは追加で記載しております。

第2節で、協定命令・協議申立て等の、先ほど申し上げましたように、委員会が設けられた以前のものについて、この際、削除させていただいております。

第3節の細目協定も1項目削除。

第3章の意見の申出、これも次のページまでわたるのですが、かなりな部分を削除させていただいております。

目次の5ページになるわけですけれども、第1節で総務大臣の職権による業務改善命令、これを上のほうに移動しております。目次の構成の直しということで、これを1節にして、部外からの意見申出を起点とする処理の前に持ってきてございます。

その下に、付属 関係資料ということで書いてございますが、以前、中に埋没していた資料Ⅱというところに入れ込んでありました委員会の活動状況の中に、総務大臣への勧告事例というのを掲載しておりました。これを事例集の並びということで、付属 関係資料から除き、本編に戻して第4章、総務大臣への勧告ということで、2件記載してございます。

関係資料のところでございますと、資料Ⅰ、委員の名簿等を書かせていただいておりますが、その下で、活動状況の中で、先ほどのとおりがありまして、資料Ⅲというところで、電気通信事業法の運用基準等ということで、大臣部局のほうで定めておりますガイドラインを、幾つか関係するものを挙げておりましたけれども、中ほどに古くなっているようなところがございますので、削除をさせていただきました。

そのくくりの下から2つ、MVNOにかかる云々、電気通信分野における債権保全措置に関するガイドライン、この2点、新規のガイドラインですけれども、これを追加させていただいております。

ガイドラインにつきましては、ほかにも競争セーフガード制度のガイドラインですとか、幾つかガイドラインがございますけれども、直接、接続にかかわる紛争ということで、非常に直截に紛争処理のために参考になるようなものに限定をして書いてございまして、事業者間の公正な競争みたいな関係の、先ほど申し上げましたような競争セーフガード制度のようなものは、ここには掲載してございません。これが概要でございます。

中身をごらんになっていただきますと、少しずつ「てにをは」を直したりとか、接続詞を直したりとかしてございますけれども、1の9ページをごらんになっていただきたいと

思います。よろしいでしょうか。第1節のあっせんということで、あっせんの手続の説明をしておりまして、8ページから対象ということで、①から⑦まで、9ページのところに行きまして、⑧⑨となっております。この⑧と⑨の表現の並びをとって、整えてございます。

ですから、前に戻りますと、1の⑦のところ、電気通信設備の接続という第1章の下に表を書いておりますが、この表の中の対象の記載も合わせてございます。これは後のほうで委員会の活動状況のところでも、何件処理をしたとかいったまとめをしていますが、前後を通して、こういった区分のカウンタのための表現を整えてございます。

1の15をごらんいただきたいと思います。1の15で、図表5、あっせんの手続の概要ということで、フローチャートを書いております。これで微修正なのですが、前回と違いますか、今回の新規案件として掲載しております事例で初めてだったわけですが、あっせんの申請がございまして、相手方当事者があっせんに応じないという申出があって、あっせんを開始しなかったという事例がございました。その際にも精査をいたしまして、フローチャートのところにあっせんに適しない場合というところで、赤書きで少し直してございますけれども、今回生じたところを踏まえまして、正確に記載したということでございます。

先へ行きまして、大体この手続は主にそんなところでございます。

次に、第Ⅱ部の事例集成というところを見ていただきたいと思うのですが、2の、これにはページはないのですが、皆さん、見つけられたでしょうか。Ⅱ部の事例集成というところですが、圧縮したページの右のほう、電気通信事業紛争処理委員会処理事例一覧という表が出てございます。ここも、先ほど申しました、あっせんの事例区分の表現にならったということと、13年度の時点から今日までの概要で、この申請内容を一、二行で書いてものですが、表現を整えて、少し見やすく改善しました。字数が限られておりますから、実態をあらわすには限界があるのですが、全体を通して表現をなるべくそろえて改善したつもりでございます。次のページの2の仲裁まで同様でございます。一部、このように表現の改善を試みたというところでございます。

次、Ⅱ-1からが個別の事例、個別に1件ごとに書いてございますけれども、以下、このタイトルの表現も、先ほどのとおり、少し表現について手直しをしております。皆、同様でございます。Ⅱ-5ページなんか、あっせん対象事項の分類の表記の見直しを踏まえた修正でございます。ずっと同じような形で続いていきます。

Ⅱ－３８でございます。Ⅱ－３８が新しい新規事件でございます、１７番、平成１８年８月９日申請事例ということで、これはもう既に委員会でご紹介した内容でございますけれども、従来のフォーマットに倣いまして、経過と両者の主張・てんまつを、次のページ、Ⅱ－３９までわたり記載してございます。

Ⅱ－４０のほうで、１８番目、新規事例の２点目でございますけれども、平成１９年３月２３日申請事例を書いてございます。経過と両者の主張のポイントとてんまつでございます。これがⅡ－４１まででございます。

重要なところではないですが、Ⅱ－４５でございますが、これは過去の処理案件ですけれども、大臣からの諮問が提出されて、それに対し審議をして答申をしたというパターンの事例処理ですけれども、一部、諮問書の中身の掲載が漏れているところがございますので、今回見直しをしまして、以下に３点ほどございますが、諮問書の概要といたしますか、これを組み込んでございます。Ⅱ－４０、６３およびⅡ－７７もそうでございます。

Ⅱ－１０１ページに飛びまして、先ほど目次のところでご説明しましたが、４章ということで、大臣への勧告をこちらに掲載しております。

付属 関係資料というくくりをごらんになっていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。資料－１でございます。下のほうにページの記載のところ、資料－１と書いたところがございます。特別委員名簿というところがございます、委員の表の中に、先ほどごあいさつもちょうだいしました龍岡委員、五十音順で書かせていただいておりますが、掲載させていただいております。尾畑先生のところは、少し記載の修正がございます。

資料－３のところで、過去の委員ということで、香城先生のお名前をこちらに記載させていただいております、職業の欄は在任当時のものであるということで記載させていただいております。

後でも結構でございますが、委員の皆さん方、何かご自分のところとかで、お気づきの点がございましたら、ご指摘をいただきたいと思っております。

資料－４のところで、南参事官の名前を掲載しているというところがございます。

以下はマイナーな修正でございます、資料－１３ページをごらんになっていただきますと、このあたりは委員会の毎回の会議の概要を記載してございます。平成１７年１２月５日以降の記載を加えてございます。

それと、次のページで、資料－１５ですけれども、先ほど新規事例を追加しましたところを含めた処理件数の新しい数字を書いてございます。それと、少し見やすくということ

で、年度別に棒グラフを加えたというところがございます。資料－15の下のほうでございます。

資料－16、これまた追加の件数を含めまして、類別と書いてございますが、あつせん事項の区分ごとに件数の新しいもの、これも少し工夫をしまして、円グラフを分解したようなもので書いてございます。

次のページからは処理状況ということで、ずっと書いてございますが、先ほど申し上げましたような事案の内容等の少し表記を直したもので、赤書きになってございます。

資料－18の下のほうからが新しい件ということで、2件として紹介しましたけれども、1件のほうは14件ございましたし、もう1件のほうも2件ございましたから、このようになっています。

もう最後でございますが、大きな資料Ⅲで、ページ数でいきますと、資料－20というページをごらんになっていただきたいと思います。電気通信事業法等の運用基準等ということで、先ほども申し上げましたガイドラインでございます。ガイドラインの目次のところで、公益事業者の電柱・管路等の使用に関するガイドライン、少し赤を入れておりますが、これは部分的に改正されたものの現行化を行っております。

電気通信事業分野における競争の促進に関する指針、これは公正取引委員会との共同ガイドラインでございますが、これも微修正がございましたので、修正しております。

それと、赤書きでMVNOと債権保全措置に関するガイドライン2件を、新しく追加してございます。

最後のところは、こういうガイドライン等は、昨年度、大臣部局のほうで、テレコム競争政策ポータルサイトということで、ホームページにまとめて掲載しているところがございまして、より広く関係のガイドラインとか法令とかの情報を掲載しておりますので、詳しくはそちらをごらんになっていただきたいということで、挙げてございます。今申し上げましたように、既存のもの2件につきまして微修正があったものを修正して、新しいものを掲載したというところでございます。

関係資料Ⅳ、法令の1以降、何点か法令の微修正があったものを、現行化いたしております。

概要は以上でございます。

【森永委員長】 ありがとうございます。

相当内容的にはかなりのものでありますが、概要についてご説明いただきました。委員

の方々から、ご質問、ご意見ございましたらお願いしたいと思います。よろしゅうございますか。

去年度、当面の重点活動、4項目ほど、我々として、委員会として、どういうことをやっていくかというのを決めましたけど、その中の1つに、この当委員会の利用の利便性といえますか、そういう項目もありましたよね。その一環と言えるわけですね。

【副島紛争処理調査官】 そうです。

【森永委員長】 利用する人がどういう内容なのかというのを、まずは読んでもらう。その一環としても、とらえることができる。

【副島紛争処理調査官】 はい。ご指摘の当面の取り組みというところで、委員会の活動の情報発信をするという項目がございました。その中心的な情報発信の手段として、今回いくらかは以前よりも見やすくしたいなというところもございまして、修正をして、現行化をしたところだと思っております。

【森永委員長】 この便覧の改訂というのは、毎年度じゃなかったのですね。

【副島紛争処理調査官】 いや、今回が第7版ですから、今6年目ですから、ほぼ毎年直していることになります。

【森永委員長】 よろしゅうございますか。

きょうこれでお認めいただいて公表としたいのですが、ただ、初めてこれはお諮りする内容でもございますし、内容もかなりの容量でございますので、1週間程度はね、どう？

【副島紛争処理調査官】 お気づきのところがございましたら、来週いっぱいぐらいで、また事務局のほうにメールなり、電話なりでご指摘いただきましたら、それを含めて直させていただきます。

もし大幅な内容修正等ございましたら、また委員長にご相談するとかいうこともあろうかと思いますが、微細なことございましたら、事務的に処理させていただきます、なるべく早く印刷に回すような形でやりたいと思います。来週いっぱい、ご意見をちょうだいしたいと思います。

【森永委員長】 委員の方々からの出るご意見も見まして、そして公表の段階に移るとさせていただきます。では、どうもありがとうございました。

では、次の議題であります、議題の2であります。「電気通信事業分野における競争状況の評価について」でございます。本件につきましては、総合通信基盤局の鈴木事業政策課長からご説明をお願いいたします。よろしく申し上げます。

【鈴木事業政策課長】 事業政策課長、鈴木でございます。ご説明をさせていただきたいと思います。

資料2でございますけれども、青い色のついた表紙でございます。表紙をおめくりいただきまして、まず1ページ目、そもそも競争評価というのを実施するようになった背景は何かということでございますが、1985年に電電公社の民営化と通信市場の自由化をして以来、大量の新規参入者が入ってまいりまして、競争が進んできたことに伴いまして、逐次、規制の緩和あるいは規制の見直し等を行ってまいりましたが、2004年度の法改正によりまして、規制の体系を基本的には事前規制の参入だとか、料金の事前認可だかというものから、事後の規制へと転換をするという制度改正をいたしました。

また、通信の中身も従来の電話を中心としたというものから、IP化されたサービスあるいはブロードバンドインターネットのサービス、無線を使ったユビキタス化サービスなどが進んでおりまして、こういった変化を続けて、市場の動向を的確に把握していくことが、政策立案上、不可欠になってきたということで、そのちょっと前の2003年度より、電気通信事業分野における競争状況の評価といたしまして、まさに競争が今どんな状況なのかということ、客観的に把握をするという作業を進めてまいります。最初の3年間は、試行的に行いまして、今現在は2巡目に入っておりまして、4年目でございます。

次のページをごらんいただきますと、競争評価というのは、私どもが単に事務の参考のためにやっているわけでもありませんで、左側の規制改革・民間開放推進3カ年計画であるとか、あるいは政府のIT戦略本部の重点計画、通信・放送分野の改革に関する工程プログラムという政府の中のプログラムでも、きちんと競争状況を分析・評価をして、適切な競争政策をやりなさいというご指摘をいただいております。

右側の諸外国における状況におきましても、EUというのが、ある意味、私どもと並行しているといえますか、若干お手本にもなったところがございますが、あそこで競争市場の状況の分析をしているレポートも発表している。

米国につきましても、EUほど体系立っておりませんが、個別の競争政策あるいは規制を定める上で、競争評価を行っているということです。すみません、米国のところの4行目の右端のところ、ノンドミナント事業者に対してドミナント規制を実施とありますので、これはノンをとっていただきまして、あくまでドミナント事業者に対してのドミナント規制、支配的事業者に対しての規制をしているということでございます。

3ページ目をごらんいただきまして、全体の流れでございますけれども、まず一番左端

にあります基本方針というものを定めまして、一体私たちは何をねらって、こういった手順で、何をするのかという大きな方針、全体的な方針を定めてございます。

2巡目に入りましてからは、基本的にはこの基本方針は3年に1度定めて、その基本方針のもとに、次の実施細目というのを毎年定めて、実施細目におきましては、その年に行う評価の対象の資料であるものは何かと。それについてどういう観点で評価を実施するか。あるいは、情報収集をどうやってするかというようなことの実施に当たることを決めまして、それに基づいて情報を収集し、今回競争評価の対象となる資料というのは、こういうところですよというのは、毎年市場の状況は変わりまして、新しいサービスも出てきたりしておりますので、市場の画定をする。その画定された市場の中の競争状況の分析を行いまして、評価の結果を出すというのを、1年のサイクルとして行ってございまして、競争評価の結果を政策に反映する。

大まかな方向性から言いますと、競争評価をして、この分野は十分競争的になったというところにつきましては、なるべく規制を緩和していくということと、新しく出てきてマーケットでも、どうしても競争が進まずに、逆に支配的な状況が強まっているというところについては、新たに何か競争促進措置が必要か否かを考えるトリガーとして、活用をさせていただいています。

4ページ目でございますように、競争評価、毎年1年のサイクルでやっていると申しましたが、1度に全部のマーケットを見ることは、人的なリソースの関係もあって、なかなか難しゅうございますので、毎年行っていくものという意味では、定点的評価といたしまして、分野を大きく分けて、固定電話の分野、移动通信の分野、ブロードバンドのインターネットなどのようなインターネット及び法人向けサービスといった大きく3つに分けまして、それを3年間の1サイクルで回していくというような状況で行っています。

2006年度、本日のご報告は、インターネット接続及び法人向けネットワークサービスのところの定点的評価を重点的にやりまして、あとの固定電話、移動電話は、毎年のもので、きちんとデータを整備していく。

今回から取り組みましたのは、その下にあります戦略的評価というものでございます。私どもは毎年いろんな競争政策などをとってございますので、それが市場の競争状況にどのような影響を及ぼしたのかということ、なるべくタイムリーに行いたいということから、事業者などから、どういった点について評価をしてほしいかについてテーマの募集なども行いまして、今回は事業者間の取引が競争状況に及ぼす影響に関する分析。隣接市場、

例えば電話という市場と携帯電話という市場の関係、あるいは、電話という市場とブロードバンドインターネットとの関係、そういったものの分析。昨年から携帯電話の番号ポータビリティという、同じ番号で事業者を変わるという制度を導入いたしましたので、それが競争状況にどのような変化を与えたのかというのを、今年度やってみようということで、実施をしています。

以下が、その結果でございますけれども、1枚めくっていただいて、6ページでございますが、一応、定点的な形ですべての状況を見てございますが、まずは一番真ん中のところの市場集中度、HHIということで、ハーフィンダール指数と言ってございますが、これは市場のまさに集中度を示す指数でございますが、この値がゼロだと、そのマーケットは完全競争的、1万だと完全独占であるというようなことを示すものでして、数字が低いほど、市場の競争が進んでいるといった状況を示してございます。

右側、NTTグループ、元の独占体でございますので、そのシェアがどうであるのかということで、これも一種市場の競争状況を見る値になってございますけれども、やっぱり上のほうからいきますと、固定電話、インターネットのところのFTTH、ファイバー・トウ・ザ・ホームという光を使ったサービスでございます。

一番下の法人向けのところの専用線サービス、こういったところでNTTは、市場集中度が高く、シェアが非常に高いということで、まだまだ完全に競争が進んでいるとは言えないということでございます。一部、固定電話、中継電話、特に携帯電話、PHS、ADSLというところで、集中度の低下あるいはNTTグループのシェアの低下が見られますが、それ以外はほとんど上昇しているということで、逆に競争が進むというよりは、競争をいろいろやってきたけれども、また、NTTのシェアが高まって、集中度が高まっている状況も見られるということでございます。

次の7ページを見ていただきますと、そういった市場の状況を客観的に集中度とかシェアで見えていますが、それをいろんな観点で評価した結果として、最終的にどうであったのかといいますと、私どもとしましては、市場の状況を2つで見えてまして、1つは市場支配力がそこに存在しているか、そういう支配力のある事業者はいらっしゃるかどうかということ、実際にその市場支配力は何らか行使をされているかという点で、実は市場支配力のある事業者に対してはいろんな規制をしておりますので、その規制を通じて、支配力の実際の行使というのは回避するように政策を進めているわけでございます。

その2つに分けているという意味では、まず、市場支配力の存在という意味では、ここ

は圧倒的にNTTのシェアが高く、市場集中度が高いものですから、ここには市場支配力は存在をしている。

そのほかでも、中継電話、あるいはブロードバンドの全体、ADSL、FTTH、専用線サービスも単独二重丸ですが、そういったところでも市場支配力が存在するというような状況ですし、その支配力の行使はどうかといいますと、規制の存在によりまして、おおむねその支配力の行使というのは抑止されている状況でございます。それでも競争事業者からは、いや、まだこんな問題がある等々、いろんなご指摘をいただいておりますので、三角のつきました固定電話、あるいはブロードバンド市場全体ないしFTTHのマーケットにおいて、その市場支配力の行使といったところで、若干の懸念があるという市場の評価にしております。

その状況を若干次のページ以降でご説明いたしますと、今ブロードバンドが電話の銅線を使ったADSLといったものから、新しく引きました光ファイバーのFTTHというのに移ってきている。

それは大変急速に移ってきていて、年間に数百万の増加をしているという状況でございます。この過程におきまして、NTT東西のFTTHに移行する傾向が非常に強いということで、左側の下の図でございますけれども、既に移行した方々で、例えばADSLのNTT東西を利用していた方々の76.8%は、NTT東西の光のFTTHサービスに移行されている。

その他の事業者のADSLを利用している方々のうちの57.3%も、NTT東西の光に移行されている。あるいは、NTTのISDNを使われていたという方の74.3%は、NTT東西の光に移行されているという実態がございますし、今後移行する希望のある方々を見ましても、右側にありますように、圧倒的にNTT東西に移行するご希望が高いということで、マーケットの変化に伴いまして、一定の方向に市場集中度が高まっていくという傾向が見られています。

次のページをごらんいただきますと、ブロードバンド市場全体におけますシェアでございますが、ここはFTTH、銅線を使ったADSL、ケーブル事業者が行っていますブロードバンドのインターネット接続サービス等々全部含めてございまして、トータル2,574万加入が昨年末でございますが、NTT東日本、NTT西日本、両方合わせますと、40%を超えるシェアを持っている。

その他ソフトバンクグループ20%、イー・アクセス7.5%ございますが、この方々も

NTTが持っています電話の銅線を借りたりしまして、サービスを提供しているという状況でございますので、ほんとうに自分で線を引いて、サービスをみずから提供しているというのは、ケーブルテレビ事業者と電力系の事業者といったような状況になってございます。言い忘れましたが、ここでの競争状況というのは、あくまでもサービスの小売市場における競争状況をずっとやってございますので、線を貸すみたいなところは、また後ほどご説明をしたいと思います。

次に、10ページが、時系列の推移を示してございまして、大体NTT東日本、西日本、ソフトバンクグループというこの3社で、約7割のシェアを維持しているという意味でも、寡占的なマーケットであるということと、FTTHの移行で、NTT東西のシェアが上昇している中で、ADSL主体のところは、少し低下傾向にあるというような図が読み取っていただけたと思います。

次の11ページが、ISP、インターネット接続サービスの事業者でございまして、具体的にはniftyとかBIGLOBEとかSonet等々ですが、NTT系ですと、コミュニケーションがやっていますOCNなどもございまして、そういったところは27.6%。先ほど申しました事業者たちの例えばKDDIなんかの接続サービスとか、Yahooの接続サービス等々で、非NTT系で40.4、ケーブルテレビ系3.6、先ほど言ったベンダー系のnifty、BIGLOBE等々が28.4という状況でございまして、ここに行きますと、意外とシェアがばらけているという状況になってございます。それでも、NTT系の方々のシェアがじわじわと上がってきている状況でございます。

12ページを飛ばしていただきまして、13ページでございしますが、先ほど申しましたように、戦略的評価ということで、ことし3点を実施いたしました。1つが事業社間の取引、2つ目が隣接市場間の相互関係、3つ目が番号ポータビリティ制度による競争状況の変化ということです。

まず、事業者間の取引とは何かといいますと、今までご説明してきましたのが、サービスの小売市場の評価でございましたけれども、事業者間の取引、具体的には物理的な回線を貸すといったようなものです。そこを卸売市場（物理網）と書いてございますが、そこをみてみないと、ほんとうの競争状況をわからないのではないかとということで、実施をしております。物理網においては、具体的にはメタルというのは、電話の銅線です。電話用の銅線、それぞれの家々、ビルに引き込まれています電話の銅線。光ファイバー、これもそれぞれのビルや家に引き込まれております。ケーブルテレビの多くは、多分同軸ケー

ブルと言われている線でございます。

それがそれぞれ家やビルに引き込まれてございますので、そういったものについてのマーケットを見てみる。となると、それぞれのビルや家に引き込まれている回線のうち、NTT東西のシェアというのは93.8%で、まだまだ圧倒的である。特にそれが電話に使われています銅線ということで見てみますと、メタル回線では99.9%は、NTTの線であるということ。これはもともと85年までは国営独占で、100%NTTの線しかありませんでしたので、当然と言えば、当然ですが、ここはやはりなかなか新規参入事業者が入ってきて、NTTの銅線に対抗して、別の線を引くというのは厳しいマーケットであります。

新しく出てきています光ファイバー系でも、新規事業者が敷設しておりますが、それでもNTTは78.6%という高いシェアを持ってございまして、光ファイバーでいいますと、西日本は電力系の通信事業者が大変頑張っております、そこで、少し競争が進んでいるかなという状況になっています。

こういった線の競争のあるところ、物理的な線の競争のあるところで、実際のサービスの小売料金がずっと下がっているかどうかみたいな分析につきましては、今回も若干試みていますが、まだまだ不十分でございまして、今後、詳細な分析が必要かなと。

隣接市場でいいますと、やはり1つの市場で、非常にブランド力があるとか、大変なマーケット支配力があるとなると、隣の市場にも相当な影響があるのではないかなというようなことから、関係を見てみましたが、固定電話市場とかインターネット接続市場とか、移動体通信市場での利用者の事業者選択につきまして、やはり同じ事業者グループを選択するという傾向が強いというのは、なぜかと言いますと、やはりNTTという電話を従来から持っている方々は、別のものを選ぶときでも、NTTを選ぶ傾向が強い、そういったようなことが言える状況でございます。

4つ目の丸にありますように、ただし、今後FMCという固定と移動が融合したようなサービスなんかになりますと、逆にKDDIでは、auというブランドなんか引っ張られて、固定のほうに入るみたいなこともあるかもしれませんので、今後は競争に大きな影響を与えてくるかもしれないということで、しばらくは需要の動向を注視していく必要があると考えてございます。

携帯電話の番号ポータビリティに関します影響に関しましては、ことしの2月に利用者調査によって分析をしてございます。番号ポータビリティの導入以降、市場の集中度

というのは下がってございます。多分皆さんも新聞等でごらんになっているかと思いますが、トップのドコモが、ナンバーポータビリティでは逆にお客さんをとられる立場にございまして、この制度を使ってa uのほうにお客さんが流れているというようなことの報道がされてございます。そういった影響もありまして、市場集中度は下がってきているということでございまして、また、その計量分析なんかによりまして、事業者間を変わるといったときのスイッチングコストというのも低下をしておりますし、あるいは事業者の効用といったものも増加をしているという状況になっています。

特に、効用といいますか、ナンバーポータビリティによります携帯電話利用者全体の受けた利益というのは、約1,600億円に上るといふうに一定の関数をつくりまして、計算をしている状況にございまして、私どもとしては、ナンバーポータビリティ制度というのは、競争の促進と利用者利益の向上の観点から、成果があったのではないかと総括をしております。

以下、ずっと参考の資料がございすけれども、お時間の関係もございすので、何かご質問等がございましたら、その中でお答えをしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

【森永委員長】 ありがとうございます。どうぞ委員の方からのご意見、ご質問ございましたら、お願ひいたします。

今、競争評価を策定するに当たって、その評価のためのデータというのは、通信事業者から上がってくる何か資料とか、あるいは、民間からの資料であるとか、そういうのを参考にしておられる？

【鈴木事業政策課長】 データは両方あると思ひます。1つは、供給側のデータというのは、大体事業者たちが持っている加入者情報、加入者の数とか利用動向等がございまして、そういったものは一定程度の報告義務を課してございまして、私どもに定期的に数字が上がってくるようになっています。

そこで足りないものは、競争評価のために、こういうデータを出してくださいということで、別途お願ひをして上がってくるということですが、必ずしも事業者の方でも、すべてのサービスの状況をきちっと整理してデータを把握していないような状況もございまして、ほんとうにこういう調査してみたいといったときに、すべてのデータがそろっているかという、意外と苦勞する状況にございす。

利用者側が事業者を選択したりするときに、どうなのかというのは、その報告という

のはありませんので、多くの場合はアンケートをして、利用者のほうの意向を聞くという状況になっています。

【森永委員長】 それは膨大なアンケートですか。

【鈴木事業政策課長】 かなりのアンケートにはなります。利用意向みたいなものを聞くというのは、そういうのは業者に発注をしてやっていただくということになります。

【森永委員長】 例えばナンバーポータビリティを導入するに当たって、あなたは事業者を変えましたかとか、変えなかったとか、そういうような。

【鈴木事業政策課長】 後半のほうはまさにそういうふうに、まずナンバーポータビリティ制度が導入されてから、あなたは事業者を変えましたか、変えませんでしたか。変えた場合には、ナンバーポータビリティ制度を使って変わりましたか、それとも、前のところを全くやめて、新規にほかに入りましたかみたいなことで、質問項目をずっとつくりまして、そのときに選ぶ理由は何ですかみたいなことまで含めて、お伺いしている状況です。

【森永委員長】 戦略的評価というのは。ある方向に実施ですから、ずっと定期的にということじゃなくて、その時期に新しいあるいはホットな話題が出てきたときに、それを調査すると、こういう感じですか。

【鈴木事業政策課長】 まずはそういった考えでやってございますが、項目についてはずっと継続的にやるべきだということであれば、そういったものをきちんとした定点的な観測という定期的なほうに、くらがえしてやることもあるかと思っております。

【森永委員長】 卸市場はわかりますが、その場合の小売市場というのは、どういうものを指すわけですか。

【鈴木事業政策課長】 小売市場といいますのは、例えばADSLというサービスを各事業者がお客様に売っている、あるいは、光ファイバーを使ったFTTHといったサービスを事業者はお客様に売っている、ここが小売市場でございまして、卸売市場は何かといいますと、ADSLを売るための銅線の提供というのを、ある事業者がADSL業者に提供する。光ファイバーを使ったFTTHサービスをするための光ファイバーという物理線を、NTTが提供するか、電力系の事業者が提供するか、あるいはその他の方が提供するかといった意味での、そこは事業者間取引ということでやっています。

【森永委員長】 なるほど。そうすると、当委員会からすると、卸市場の例えば紛争というものが問題なわけですね。そういうことになるわけですね。

【鈴木事業政策課長】　　そうですね。直接的にこちらのほうに上がってきますのは、卸市場であなたの光ファイバーを使いたいと申し込みがあったのに、提供されないとか、提供条件がひどいとかということで、合意がなされないというような状況、あるいは、それに際して提供した情報を、何か向こうが自分の部門の営業に回して流用しちゃったとか、そういったことについてのいろんな申立て等が、こちらのほうに上がってくる可能性があるということなのです。

【森永委員長】　　もう1点、とにかくブロードバンド、ブロードバンドと言われているのだけれども、適切なというか、何ををもってブロードバンドと言っているかというのが、随分変わるのです。最近、どうなっていますか。

【鈴木事業政策課長】　　確かに何ををもってブロードバンドかという、はっきりとした定義が実はないのが事実でございまして、ただADSLの例えば1メガとか1.5メガぐらいのサービスから大体ブロードバンド、そういう意味では、ADSLはみんなブロードバンドということで、それ以上速いものは、大体ブロードバンドとしています。

そのうちの30メガ以上の超高速のものは、超高速ブロードバンドということで、そこは政府のブロードバンドを普及させるような戦略の中で、逆に速いほうの定義はあるのですが、下のほうの定義は100キロビットでも、あるいは200キロビットでもブロードバンドかという、外国は実は254キロビット以上がブロードバンドだとか言ったりして、相当低いハードルを設けていますが、日本はそこが少しあいまいにしております。

【森永委員長】　　ま、そうか。依然としてあいまいと。

【鈴木事業政策課長】　　ま、そうですね。

【森永委員長】　　大体の感じとしては、ADSLでかなりの速いサービスの辺ぐらいから上を。

【鈴木事業政策課長】　　ADSLでは、大体どこからでも。大体日本の事業者はあんまり遅いADSLは提供されていませんので、1メガ以上ぐらいだと思いますので、ADSLは、もうみんなブロードバンドだと思っています。

【森永委員長】　　そうですか。わかりました。

どうぞ、ほかのご意見ございましたら、ご質問ございましたら。

どうぞ。

【富沢委員】　　ついでに教えていただきたいのですが、番号ポータビリティは非常に効果があったというお話になっているのですが、番号ポータビリティのときの料金が

ありますよね。料金をとるとか、料金の設定とかというのも、自由なのですか。そこがよくわからない。すみません。

【鈴木事業政策課長】 番号ポータビリティ制度を使う料金というのは、自由でございまして、私どもが業界統一でいくらしなさいとかという規律をしているわけではございません。逆に事業者で集まって、こういうふうにやりましょうと言うと、それは共同的行为として問題があるという、公正取引委員会のほうで指摘を受けたりもしますので、そこは決めてございませませんが、大体今ほぼ同じ水準に落ちついているという実態でございませぬ。

【森永委員長】 よろしいですか。

【富沢委員】 わかりました。

【森永委員長】 ほか、ございませぬか。

それでは、鈴木さん、どうもありがとうございました。2番目の議題はこれで終わらせていただきます。

では、次に、議題3に移りますが、「新競争促進プログラム2010の進捗状況について」でございませぬ。本件につきましては、総合通信基盤局の谷脇料金サービス課長からご説明をいただきます。よろしくお願ひします。

【谷脇料金サービス課長】 料金サービス課長の谷脇でございませぬ。よろしくお願ひ申し上げます。

資料3に沿ひまして、ご説明をさせていただきますと思います。今ご紹介ありましたように、新競争促進プログラム2010でございませぬけれども、若干のバックグラウンドを、まず表紙をおめぐりいただきまして、1ページ目でございます。昨年の6月に通信放送のあり方に関する政府与党合意がなされまして、その中で通信分野に関しましても、ネットワークのオープン化など必要な公正競争ルールの整備等を図るという点、もう一つの柱として、NTTの組織問題について、2010年の時点で検討を行い、その後速やかに結論を得ると、この2点について合意がなされたところでございませぬ。

これを受けまして、昨年の9月、通信・放送分野全体の改革工程プログラムを、総務省として策定をしております。

さらにこれを受けるような形で、実際のアクションプランといたしまして、昨年の9月19日でございませぬけれども、新競争促進プログラムを策定したところでございませぬ。通信分野を中心とするブロードバンド全体の競争促進を図る観点からのアクションプランと

いう位置づけでございます。

具体的には2ページ目でございますけれども、このプログラムは2010年代初頭までを1つのターゲットといたしまして、ブロードバンドマーケット全体の包括的な競争ルール、これを見直していくためのロードマップと位置づけております。

具体的には、いつまでに、何を、どのように展開していくのかという点について、施策ごとに可能な限り明確化を図っております。具体的にこのプログラムは、10の項目で構成をされております。かなり多岐にわたる内容でございますけれども、本日ご紹介をいたしますのは、この中の2のドミナント規制の見直し、4の移動通信市場の競争促進、6のユニバーサルサービス制度の見直し、7のネットワークの中立性に関する検討、この4点でございます。

このプログラムの運営でございますけれども、これを発表してほぼ1年弱というところに来ておりますけれども、毎年その進捗状況についてプログレスレポートを策定し、これを公表することとしております。ことしの秋を目途に、プログレスレポートを出したいと思っております。

また、プログラム自体、市場環境が非常に激しく変わっておりますので、毎年リボルビング、見直しをかけることを想定しております。これも、プログレスレポートとあわせて、本年の秋段階で改訂作業を行ってまいりたいと思っておりますのでございます。

具体的には3ページ目から5ページ目まで、個別の施策を書いておりますが、個別のご説明は割愛をいたしまして、先ほど申し上げました4点についてご紹介をしたいと思います。

ページで言いますと、7ページ目をお開きいただきたいと思いますが、まず、第1点目、モバイルビジネス研究会についてのご紹介でございます。これはモバイルビジネスの活性化に向けた包括的な取り組みについて検討しているものでございます。

7ページ目でございますように、日本の携帯電話市場と申しますのは、この赤い折れ線グラフ、対前年同期の契約数の増加率を見ますと、かつての勢いがだんだんなくなってまいりまして、近年では年間の増加率というのが、約5%強というところに落ちついてきております。普及率で見ましても、世帯普及率で9割強というところでございます。そういった意味では、市場が成長期から成熟期へと移ってきているという状況の中で、現在のモバイルビジネスのマーケットを、どのように活性化をしていくのかということが焦点になっているわけでございます。

8 ページ目をお開きいただきますと、今の携帯電話のマーケットといいますのは、ご案内のとおり、垂直統合型のビジネスモデルでございます。垂直統合と申しますのは、具体的には例えば携帯のビジネスを考えてみますと、移動通信端末、携帯端末はキャリアのブランドで販売をされております。また、キャリアがネットワークをつくり、伝送サービスを提供する。また、その上にあります i モードあるいは E Z w e b といったようなモバイルインターネットのポータルも、キャリアが構築をしております。こういったような縦方向に、それぞれのキャリアが垂直統合のモデルをつくっているという形でございます。

他方、固定系のビジネスにつきましては、ビジネスモデル 2. 0 のところでございますように、端末あるいは通信サービス、コンテンツ・アプリケーションという分野が、競争ルールの影響もございまして、切り離されている状況でございます。

これからのことを考えますと、I P 化あるいはブロードバンド化が進展していく中で、固定と移動の垣根というものがなくなってまいります。そういう中で、果たしてモバイルビジネスだけが、こういった従来のクローズドな垂直統合モデルを維持しておくことが適当かという問題意識、逆に言いますと、オープン型のモバイルビジネス環境をどのように作り出していくかという点について、この研究会では現在議論を進めているところでございます。

9 ページ目でございますように、本年の 1 月から研究会が検討を始めまして、つい先般 6 月 2 6 日に報告書の案を公表させていただいているところでございます。最終的には 9 月を目途に報告書をまとめ、総務省として施策展開を具体的に着手していきたいと考えているところでございます。

その中身でございますけれども、1 0 ページ目をお開きいただければと思います。先ほど申し上げましたように、この図の一番左側でございますように、研究会として 7 つの現状認識を示しております。1 つが、市場が成長期から成熟期に向かっているということ。マーケットシェアが、先ほどの紹介にもございましたように、固定化をしてきているということ。携帯の料金プランが非常に複雑であるということ。端末とサービスが一体型の事業展開が行われているということ。携帯端末がハイエンドの端末を中心となっているということ。こういった問題等々を認識した上で、この研究会では、競争促進策の観点と、それ以外の市場環境整備という観点から幾つかの施策を打ち出しております。

個別には後でご説明をさせていただきますけれども、今回の報告書の案では、総務省として、モバイルビジネス活性化プランというものをこの秋に策定をし、これをフォローア

ップしていくということを考えております。

フォローアップの体制としては、第三者の学識経験者で構成する評価委員会の組成をいたしまして、定期的な会合を持ち、このプランの実施状況についてレビューを行うとともに、先ほどの競争促進プログラムと同様、プロGRESSレポートを策定、公表していくということを想定しております。

11 ページ目の現行のモバイルビジネスの販売モデルでございますけれども、端的に言えば、5万円の端末を1万円で売って、残りの4万円というのは、いわゆる販売奨励金という形で賄われております。現行の販売モデルと下半分に書いてございますけれども、その4万円というのは一体どこからファイナンスされるのかということでございますが、これは端的に言えば、通信料金から後月額料金で回収をされていくというモデルになっております。

そうしますと、先ほどの例で言いますと、4万円の販売奨励金は一定期間通信料金を払い続ければ、回収が終わるわけでございますけれども、現実問題として、回収が終わった後も通信料金が安くなるということはございません。そういった意味では、一定の回収期間が終わった後も、この端末料金というものは回収されているということでございます。

したがって、ここで出てくる問題点と申しますのは、端末の価格と通信の料金が一体になっているということによる不透明性という問題、消費者がこういったことを認知できていないという問題。もう一つは、携帯を長く持てば持つほど、実は端末分の奨励金を払わないといけない。コスト負担が重くなるという意味での、コスト負担の不公平感が存在しているという問題でございます。これをどのように見直しをしていくのかということでございます。

次の12 ページ目をお開きください。今ごらんいただきました現行のモデルが左側でございますけれども、今回の報告書の案では、基本的には右にございますような端末の料金と通信の料金というものを分離していく、分離モデルの導入ということを提案しております。つまり、消費者から見て、何に対して自分がお金を払っているのかということを明確にさせていただくということでございます。

これは単に分離プランを導入いたしますと、端末の価格が上昇し、通信料金が安くなるという単純なものではなく、この分離プランを導入したといたしましても、端末の価格に対して、一定の販売奨励金を支払えば、今までどおり実は端末は安く販売することはできるわけでございます。

この分離プランとあわせて、今回提言をしておりますのは、期間付契約と下のほうに書いておりますけれども、例えば2年契約で端末を販売する。そうしますと、この2年の間に端末料金を計画的に回収することができるということをごさいます、分離プランと期間付契約をあわせて導入することによって、何に対するコスト負担なのかということを確認にしていこうということをごさいます。

これにつきましては、2008年度を目途に各キャリアにおいて導入をしていただくということを提言しておりまして、2010年を目途に総合的に改めて評価を行いまして、分離プランに完全に移行するかどうかについて結論を出すということになって、ラインで書かれております。

もう1点、携帯電話につきましては、SIMロックというものがかけられております。これは現行の携帯電話の中に、小さなICカードがバッテリーの裏に入っております。このICカード、SIMカードが持っている意味というのは、その端末からICカードを抜いて、別の端末に入れますと、それが今までの端末と同じように使えるというのが、大きなメリットでございます。

例えばNTTドコモのSIMカードを抜いて、SoftBankの端末に、このSIMを入れますと、実はこれは使えない形になっております。これは技術的な問題ということもございますけれども、基本的にはキャリア間で、ほかのキャリアの端末が使えないようにロックをかけている。事業者ロックと呼んでおりますけれども、こういった形になっているわけでございます。

このSIMロックにつきましては、今回の報告書の案では、原則解除が望ましいという方向性を出し、2010年の時点で、第3.9世代あるいは第4世代の携帯電話を中心に、SIMロック解除を法制的に担保する、つまり法制的にSIMロックを解除するという方向で最終的な結論を出すという、SIMロック解除の方向性を明確に打ち出しているという点が、1つの特徴でございます。

次の13ページ目でございますけれども、今申し上げた点のほかにも、例えばMVNO、ネットワークを持たないで、携帯、モバイルビジネスを行う事業者、MVNOの新規参入の促進のために、例えばMVNOガイドライン、これはことしの2月に改定をいたしましたけれども、その再改定を年度内に行うということを打ち出しております。

また、つい先般2.5GHz帯の周波数の新規割り当ての免許方針案を出ささせていただいておりますけれども、その中では新しい周波数を割り当てる際に、MVNOをその上に乗

つける計画をあわせてつくるということを、リクワイアメントとして要請をしております。周波数割り当ての際にMVNOを乗っけることを、いわば義務づけるという形でございますけれども、今後とも新規周波数の割り当て時には、こういった同様のMVNOへの配慮をしていくべきであるという点も、明確に打ち出しております。

非常に多岐にわたる内容でございますけれども、パブリックコメントを踏まえた上で、ことしの9月に研究会としておまとめいただき、私どもとしてモバイルビジネス活性化プランを策定・推進をしていきたいと考えているところでございます。

以上が、1点目のモバイル関係でございますけれども、次に、2点目のネットワークの中立性について、背景をご説明したいと思います。15ページ目についてですが、先ほどのご説明にもございましたように、ブロードバンドは、日本は世界で最も進んだ状況にあるわけでございますけれども、それにあわせてネットワーク上の混雑が非常に進んでおります。

少しごちゃごちゃした図で恐縮でございますけれども、端的に言いますと、現在日本のネット上のトラフィックは、2年で2倍のペースで増加をしております。ネット混雑が非常に激しいという状況でございます。

ネット混雑といたしましては、ISPあるいは設備を持っている通信キャリアそれぞれが、設備を増強する必要が出てまいります。ルーター等の設備を増やす、あるいは回線帯域を増やす必要が出てまいります。当然それにはコストがかかるわけでございます。このコストをだれが、どのように負担をしていくのかというような問題が出てきております。

次の16ページ目をごらんください。先ほどブロードバンドとは何かというようなご議論もあったわけでございますけれども、ネットワーク自体が今大きく変わりつつあるのは、ご案内のとおりでございます。回線交換網からIP網への移行が進んでおります。

これにあわせて、マーケットの統合化が進んでおります。右のほうにございますように、従来は電話会社1社が統合的にサービスを提供しておりましたけれども、通信、ブロードバンドそのものは、物理的なネットワーク、通信サービス、コンテンツ・アプリケーションといったように、幾つかのレイヤーに分かれてきている。これを1社で提供する場合もあれば、複数社が共同してビジネス展開をする。いずれにしても垂直的な統合が進んでおります。

また、あわせて、右のほうにございますように、従来は音声、映像、データと分かれていたものが、すべてパケットベースということで、サービス間の区別がなくなってきてお

ります。また固定と移動の区別がなくなっているといったような形で、伝送ネットワークがサービスごとに区分されているという形が、だんだんなくなっているという状況でございます。

また、新しい通信として、いわゆるP2Pと呼ばれる通信が出てきている。こういう中で今後ともネットワークの混雑に対処して、適正なコスト負担で、だれもがネットワークを公平に利用できるようするためには、どうすればいいのか。こういったように、非常に大きな視点からの検討を進めてきている。これがネットワークの中立性に関する懇談会というものでございます。これもつい先般6月20日に報告書案を公表させていただいたところでございます。

具体的には、次の17ページ目でございますけれども、今申し上げましたようなネット混雑が非常に激しくなっている中で、大量の動画配信によるネット混雑、これにどう対応していくのか。その意味では、新しい技術であるP2Pを活用したコンテンツの配信効率化を進めていこうということ。

あるいは、左下でございますように、そうは言っても、なかなかネット混雑が急激に出てくる中で、全体の packets 料が増えてくる。それによって、インターネットユーザー全体の通信速度が落ちるといったような場合に、緊急避難的に帯域を制御する、パケットシェーピングと呼んでおりますが、こういったことを行う事例が実際に今あるわけでございますけれども、一般的なコンセンサス、つまり帯域制御の具体的なルールというものが存在していない状況でございます。

そうしますと、例えば競争相手の packets だけを阻害するといったような、競争阻害的な要素が出てくる可能性がございますので、今回は帯域制御のガイドラインというものをつくるべきではないかという提言が行われております。

また、右でございますように、これからマーケット統合が進んでくる中で、NTT東西をはじめとするドミナント事業者が、上位レイヤーにおいても市場支配力を乱用する可能性があるのではないか。また、マーケットがどんどん統合してくる中で、これに対応したドミナント規制の見直しが必要ではないかという提言をしているところでございます。

また、NTT東西におきましては、現在、ネクスト・ジェネレーション・ネットワーク、次世代ネットワークの構築を進めているところでございますけれども、そのオープン化を十分に進めることによって、IP網の公正競争要件を確保していく必要があるだろうといったようなことで、個別・具体的な検討に入るべきだという提言をしております。

今申しあげました内容は、18ページ、この懇談会報告書案に書かれております提言一覧の中に含まれておりますけれども、若干、追加でご説明をしておきたいのが、その中のネットワークのコスト負担の公平性の中で、ADRを含む紛争処理機能の強化とございます。

これは、先ほどもお話がございましたように、当紛争処理委員会におきましては、基本的に通信キャリア間の紛争を取り扱うということになっているわけでございますけれども、今後のことを考えますと、垂直統合型のビジネスモデルが出てくる中で、例えば通信キャリアとコンテンツプロバイダーとの間の紛争、こういったものも、これから起きてくる可能性がございます。

この場合、コンテンツプロバイダーは、通信事業者ではございません。したがって、キャリアとノンキャリアとの間の紛争事案を、どのように扱っていくのか。こういったことも、これから紛争機能の強化という点で考えていく必要があるだろうという提言されているわけでございます。

下のその他の施策の中で、右の一番目のところで、端末政策の見直しと書いてございます。これは、現在、端末と言いましても、パソコンのように非常にインテリジェンスの高いものが、ネットワークの回りにでき上がってきているわけでございます。従来、まさに端末という言葉に代表されるように、ネットワークにぶら下がっている端末というイメージでございましたけれども、これからは、ネットワークに対して、端末側が、十分なインテリジェンスを持って、サービスの中身を制御していく、こういったこともこれから可能になってくるわけでございます。ユビキタスというキーワードもあるわけございまして、そういった意味で、これからの端末の技術基準、あるいは認証の仕方についても、多様なバリエーションを持った形にしていく必要があるだろうということ。

もう一つは、端末、ネットワーク、コンテンツ・アプリケーションと、それぞれ機能が分かれてまいりますと、何か問題起きたときに、どこに問題があったのか。あるいは、そのときに責任はだれがとるべきなのか。こういったことも考えていく必要が出てまいります。こういった責任分担モデルをどう考えるかという点についても、検討をしていく必要があるだろうという提言をしているわけでございます。

駆け足で恐縮ですけれども、次のユニバーサルサービスについて、簡単にご紹介をさせていただきますと思います。

20ページでございます。ユニバーサルサービスは、いわゆるあまねく電話という言い

方に代表されますように、電話が全国どこでも使えるようにということで、現在、ルーラル地域に対して、追加的にかかるコストの一部を、すべてのキャリアが負担をするということになっております。今キャリアが負担すると申し上げましたけれども、現実問題として、ユーザーに転嫁をされております。月額7円の転嫁になっているわけでございます。

このユニバーサルサービスは、基本料相当部分の加入電話、第一種の公衆電話、この第一種と言いますのは、都市部では500メートル四方に1台、それ以外の地域では、1キロメートル四方に1台という規定をしております。加えて110番等の緊急通報サービス、この3つをユニバーサルサービスと定義をしているところでございます。

ただ、これも現在はいわゆる回線交換ベースの電話サービス、これがユニバーサルサービスということになっているわけでございます。これから回線交換網からIP網へとマイグレーションが進んでくる中で、果たして従来の回線交換網ベースの電話だけをユニバーサルサービスとしていくことで適当かというような問題意識が、出てきているわけでございます。

その観点から、21ページ目でございますように、ユニバーサルサービスの将来像について検討を進めております。従来のPSTN、回線交換網からIP網へと移行していく中で、ユニバーサルサービスとは何かということについて改めて検討を始めているところでございます。

その検討の中で今出ている議論の1つといたしましては、そもそもサービスというものをユニバーサルに確保していくという考え方が妥当なのかどうか。つまり、例えばブロードバンドをユニバーにすべきではないか、携帯電話をユニバーにすべきではないかという意見はございますけれども、では、どこで線引きをすればいいのかということが、非常に難しくなってきております。むしろサービスの中身でユニバーサリティーを規定するよりも、ユニバーサルなアクセシビリティが確保されている。つまり、回線が物理的に担保されているかどうかという観点から検討すべきではないかといったような議論を、この中でしているわけでございます。

詳細は割愛をいたしまして、最後の競争セーフガード制度についてご紹介を、最後にさせていただきますと思います。ちょっと飛びまして24ページ目をお開きいただきたいのでございますけれども、NTTグループに関する公正競争措置というものについては、大きく2つの局面がございます。

1つは、かつてのNTTグループの構造措置、つまり分離に伴う公正競争要件でござい

ます。例えば92年のNTTドコモ、99年のNTT再編の際のNTTコムに課せられた公正競争要件がございます。こういったものが、果たして現在も有効なのかどうか、あるいは、現在もワークしているのかどうか、問題は生じていないのか、こういった点について、定期的な検証ということは、残念ながら、私どもはまだ行っていない状況でございます。

また、現在NTT東西には、ドミナント規制として、ボトルネック設備の開放を義務づけておりますけれども、このボトルネック設備の範囲というものが、これからIP化に向かう中で、適時・適切に見直しをしていく必要があるだろうというような問題意識があるわけでございます。

このように、かつての公正競争要件、あるいは現在かけているドミナント規制、こういったものの適切性というものを、毎年これからレビューをしていくということを考えているわけでございます。

具体的には最後の25ページ目でございますように、競争セーフガード制度という呼称になっておりますけれども、今申し上げましたNTTグループの公正競争要件と、ドミナント規制にかかわります指定電気通信設備の範囲につきまして、レビューをしていくこととしております。

この中で1点特徴してございますのが、注視すべき機能の公表と書いておりますけれども、直ちに指定設備として指定をしないとしても、かなり懸念をされる、競争阻害の可能性があるというものについて、注視すべき機能というものを公表することを考えております。これによりまして、NTTの自主的な努力で、オープン化を進めていくという誘因を働かせるということが、1つの目的として考えております。

また、この競争セーフガード制度の運用に当たりましては、先ほどご紹介をいたしました競争評価の結果についても、これを活用していくということを考えております。

今後の予定でございますけれども、お戻りいただきまして、23ページ目でございます。競争セーフガードの運用ガイドラインというものを、本年4月に策定、公表させていただいております。これに沿いまして、来月7月ぐらいから、具体的な意見募集に入りまして、9月ぐらいに今申し上げました検証の中身を公表し、パブリックコメントを踏まえて、11月ごろを目途に、情報通信審議会へ報告をする。必要に応じて、所要の措置をとっていくということを考えているわけでございます。

以上、競争促進プログラムの概要と、現在動いております主要な4つのプロジェクトに

ついでご説明をさせていただきました。以上でございます。

【森永委員長】 ありがとうございます。どうぞ、委員の方々、ご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。

きょうご説明いただいた4つの政策課題ですね。ほかにたしか10項目ほどあったので、ほかの6項目についても、同じように進捗はしているわけですか。

【谷脇料金サービス課長】 はい。先ほど割愛をいたしましたけれども、3ページ目から5ページ目にございますように、ほぼすべての施策について、現在進んでいる、あるいは、一部は終了したものもございます。

【森永委員長】 特にきょうはこの4点は、どういう意味でご説明いただいたわけですか。

【谷脇料金サービス課長】 現在、進行中のプロジェクトの中で、非常に大きな中身だという意味でご紹介をさせていただいているところでございます。

【森永委員長】 わかりました。

ほか、どうですか。

【富沢委員】 ちょっとついでなので、教えていただきたいのですが、12ページにある端末と分離して、奨励金との関係の話のところですけど、事業者は多分みんなほんとうは販売奨励金をやめたかったりとかしているのだけれども、せいのでやめてしまうと、公取の問題になるし、そうかといって、それぞれがやめると、お客がとられちゃうとか、多分そういう悩みがあつてのことだと思うのですが、これはとりあえず、通信料金と端末料金を分けることで。分けることは、整理としてはきれいでよくわかるのですが、実際の話として、事業者はどういうふうにしていくのですか。言っている意味はわかりますか？

【谷脇料金サービス課長】 わかります。少しご説明を割愛した部分がございます。

そういった意味では、端末価格と通信料金を切り離すというのは、基本的には消費者に対する正しい情報を提供していただくという観点でございまして、2008年度をめどに部分導入と書いておりますが、私どもとしては、今申しましたような趣旨を行政指導の形で各事業者に通達をしていくということを考えております。それによりまして、同じ時期に試行導入で始めていくということを、一つ考えております。

もう一つございますのは、12ページにございますように、会計整理の中で、電気通信事業の費用から、端末に関する奨励金を除くということを考えております。これは私ども、省令改正を年度内にやることを考えておりますが、何がかわるかといいますと、現在、販

売奨励金はすべて電気通信事業の費用として充てられております。この中には端末を売るための端末販売奨励金と、通信を売るための通信奨励金と2つございます。このすべてが電気通信料金の原価として算定根拠に入っております。端末の販売奨励金をそこから抜いていただく、つまり附帯事業の費用のほうにつけかえていただくということを考えております。

その結果として、電気通信事業の費用が圧縮をされます。結果として、電気通信の役務の原価が小さくなる。そして、ひいては接続料あるいは卸の料金というものも、下がることを想定しております。それによって、MVNOの新規参入の促進、あるいは固定発携帯着の通話料の低下、こういったことも生まれてくるだろうということを考えております。

加えまして、今のような会計整理を行いますと、いわゆる端末販売に係る附帯事業の収入と費用というものが、現在ほぼとんとんになっておりますけれども、端末販売奨励金がかくと落ちて、乗っかってまいりますので、端末事業というものが、非常に大きな赤字の中で運営されているということが、マーケットに対して非常に明確に見える形になります。このマーケット圧力を活用した販売奨励金の縮減ということも、あわせて図っていくということを考えているわけでございます。

【富沢委員】 わかりました。

【森永委員長】 よろしいですか。

どうぞ、和久井委員。

【和久井特別委員】 ありがとうございます。

既に紛争処理委員会のほうで、何らかの形で説明いただいたことと重複するかもしれませんが、いろんところで散見もしているのですけれども、こちらが権限を持っていることとは離れての紛争処理、広いこれからのこととかを考えたときに関係するので、教えていただきたいのですけれども、コンテンツとかアプリケーションのレイヤーに属しているような事業者たちが、これから新しいレイヤーの構造が変わってくる中で、どのような重要性を持つてくるのか。

例えばあそこに属している、かなりこれまではそれなりに競争的であったと思うのですけれども、それでもぐるなびですとか、放送事業者とか、それなりにドミナント性、力を持ちそうなどころがあるように思うのですけれども、そうしたところが、これからもっと下のほうのレイヤーの競争を促進していく上で、ボトルネックというか、何か競争阻害要因になっていくような可能性がないのかということが1点。

あと、第2点目で、レイヤーのあり方が変わっていく中で、一定の事業者と例えばNTTが、NHKと朝日がなぜかNTTと仲よくしているとか、何かそういうような状況がみられないのかどうか。コンテンツやアプリの方々の動向、公平性とかフェアに扱っているかどうか。そのあたりの状況、現状を教えてください。

すみません、あと2点ですけれども、NGNの開発に関して、外から見ていると、内情がわからない。NTTとそれ以外の技術開発のNGNの開発の場面で、何かちょっとあんまりうまくいっていないのかなという感じをしていて、うまくいっているというお答えでもいいですし、もしいい感じではなかったら、なぜなのかということ。

あと、最後の問題が、これらの問題に関して、コンテンツと通信事業者の間でもいいですし、NGNの開発の場面でもいいですし、紛争として、何か色づけるようなものが、こちらには権限もないわけですし、把握していないわけですけれども、総務省の方々として把握されているような具体的な事例がございましたら、簡単にお教えいただければと思います。

【谷脇料金サービス課長】 よろしゅうございますか。

何点かご指摘をいただいたわけですが、ネットワークの中立性に関するものが多いと思います。まず1点目の上位レイヤー、コンテンツプロバイダーなどが、むしろ逆に大きな力を持って、下のほうに市場支配力を持ってくるという可能性も当然あり得ると思いますけれども、今の電気通信事業法のつくりの中では、あくまで指定電気通信設備制度と言っておりますように、ボトルネック設備、あるいは、下の例えば周波数について有限希少性があるといったような、設備のところに着目して、下から上へ上がるようなドミナンスというものを見ているわけですが、そういった意味では、ある程度上のレイヤーから下のレイヤーへの市場支配力乱用というのは想定をあまりしていないというのが、実態だと思います。

ただ、この問題については、別途、融合法制の研究会というのをやっております、この中間取りまとめ案が、つい先般19日に公表されております。ここでも同じように、通信・放送全体を横串として、伝送、プラットフォーム、コンテンツ・アプリケーションと切り分けるということを考えております。

その提言されている中身の中で、やはりそれぞれのレイヤー間のドミナンスの乱用であったり、あるいは、レイヤー間のインターフェースのオープン化をどう確保していくのかというようなことが、問題意識として掲げられております。そういった中で、あわせて議

論として考えていく必要があるだろうと思っております。

例えばNTT東西が、ドミナント事業者が、上位レイヤーの人と共同的に何かをやっていく、それによる市場支配力の乱用ということは、これは十分に想定されることだと思っております。そういった意味では、私どもは、今回は、18ページのドミナント規制のところ少し細かい字で書いておりますけれども、隣の市場への市場支配力のレバレッジであるとか、あるいは、既存のドミナント事業者が、ほかの分野の市場支配力を持つ人と共同的に市場支配力を持つ人と、共同的に市場支配力を乱用する可能性、ジョイントドミナンスといったような概念を、電気通信事業法の中に入れていくべきではないだろうかというようなことを、今回提言しているわけでございます。

そういった意味でも、先ほどの競争評価というものを使って、市場をどのように確定し、その中に市場の支配力が存在しているのかどうかを認定するという仕組み、これを制度的な枠組みとして明確にしていく必要があるだろうと考えているわけでございます。

もう1点でございますけれども、NGNにつきましては、ご案内のとおり、今NTTにおいてフィールドトライアル、実証実験が行われているわけでございまして、年度内に商用サービスを開始すると伺っております。

現状うまくいっているのかどうかという点につきましては、私どもがコメントをしにくい部分でございますけれども、いずれにいたしましても、NTTが年度内に商用サービスを開始するというのであれば、それを使って他の競争事業者が同等性をもって、役務展開、サービス展開をできるようにしていくということが、当然必要だと思っております。

NTTは、NGNについては、これから新しくつくるネットワークであって、接続ルール等は必要がないということを主張されておられます。しかしながら、NGNネットワークは、当然アクセスネットワークの上にこれから構築されてくる、かつ、NGNとして非常に一体性の高いネットワークをつくってくるわけでありますから、ボトルネック設備が持っている市場支配力というものが、NGNを通じて乱用される可能性、懸念というものは当然に存在していると思っております。したがって、NGNについて早急に接続ルールを策定する方向で、私どもとしては、これから、秋口から取り組んでまいりたいと考えているわけでございます。

【森永委員長】 よろしいですか。

【和久井特別委員】 はい。ありがとうございました。

【森永委員長】 ほかの委員の方、いかがでしょうか。どうぞ。

【樋口特別委員】 13ページのところに、通信と放送の総合的法体系の検討ということでございまして、これは、ご説明では、モバイルビジネス研究会というところで、今これを継続的な検討をされているのか、あるいは、ほかのところでやっておられるのか。何かポイントになるような検討結果みたいなものはあるのか。それを教えていただきたい。

【谷脇料金サービス課長】 先ほども少し申し上げたのでございますけれども、通信・放送の融合・連携に関しましては、モバイル研究会ではなくて、別の研究会のほうで、現在検討が進められております。

繰り返しになりますが、6月19日に、通信・放送の融合・連携法制度のあり方に関する研究会が、中間取りまとめを出しております、その中で、従来の縦割り、例えば通信、放送と縦に割っている仕組みの見直しをしまして、レイヤーごとに横で切っていくという、新しい情報通信法を策定すべきであるというような提言がなされているわけでございます。

モバイルビジネスとの関連で申し上げますと、こういった、従来これは通信だ、これは放送だという枠組みを超えた新しいビジネスモデルが登場することを可能とすれば、モバイルビジネスの活性化にもつながっていくだろう。例えばモバイル端末を使った放送的なサービスといったものも、どんどん出てくるでしょうし、そういったことを期待しているという意味で、モバイル研究会のほうにはクォートをしているような形になっているわけでございます。

【森永委員長】 どうぞ。

【富沢委員】 SIMロックが解除されると、例えばSoftBankの端末に、ドコモの契約していたSIMを入れると、例えばシャープは今SoftBankしかつくってないとすると、シャープの端末を使ってやれるようになるということですよ。要は、今、端末とキャリアは、ある程度縦割りになっていますよね。そうじゃないものを使えるということですよ。

【谷脇料金サービス課長】 おっしゃるとおりでして、端的に言いますと、家電量販店から消費者の方は端末を買ってくる。例えばショップに行って、SIMカードをもらって挿せば、そのキャリアのサービスが受けられる、これが具体的なイメージになります。

【富沢委員】 わかりました。すみません。ありがとうございました。

【森永委員長】 よろしゅうございますか。

谷脇課長、どうもありがとうございました。

それでは、これで議題1から3までは終わりました、引き続き、議題4「その他」と

ということなのですが、事務局からお願いいたします。

【小林上席調査専門官】 次回委員会の日程等につきましては、別途また調整させていただきます。ご案内させていただきたいと思います。

以上でございます。

【森永委員長】 最後、何か、委員の方々から、ご意見。

【富沢委員】 この前だか何かのときに、電波の紛争も我々の仕事になるかもしれない、かぎ括弧つきとかということだったのですが、まだ、結局、国会とかに通っていないのですか。

【副島紛争処理調査官】 そのとおりでございます。国家公務員法の云々とかなどで、国会はもめたりしております。延長したりしておりますけれども、おっしゃった法律、電波法改正は大きなタイトルで放送法等ということで、改正案が議会にかかっていたのですが、審議は進んでおりません。今国会ではほぼ通らないであろうと思っております。

ですので、今国会を通りますと、秋口ぐらいからでも、新しい電波の混信防止等の紛争のことが、当委員会にかかるというようなことがあったわけですが、次の、多分秋口、夏以降、臨時国会が開かれるのではないかなと思っております。臨時国会で通していただけるのではないかなと思っております。ですので、おそらく秋の臨時国会で法律が通るとなれば、例えば来年の4月からとか、そういったような形で、少し実施時期がおくれるのではないかなと思っております。その運びも今後逐次ご紹介していきたいと思っております。

【富沢委員】 わかりました。ありがとうございます。

【森永委員長】 なかなか進んでない。いわゆる電波法及び電気通信事業法の一部改正というものです。ありがとうございます。

では、本日の会議はこれをもって終了させていただきます。

この後、きょうは新たな委員もお加わりになっておりますので、この場所で懇談会を開催したいと思います。お時間が許す限り、ご参加いただければ幸いです。

本日はどうもありがとうございました。